

白井市避難行動要支援者 避難支援プランについて

白井市避難行動要支援者避難支援プランは、障がい者や要介護者の方など、災害時に自ら避難することが困難で避難の支援が必要な方（避難行動要支援者）について「避難行動要支援者名簿」を市が作成し、身近な地域の人たちで支援することを目的とした計画です。

1. 名簿掲載対象者

- ①身体障害者手帳を所持する方
視覚障がい・聴覚障がい
上肢機能障がい(1級から2級)
下肢、体幹機能障がい(1級から3級)
呼吸器機能障がい(1級から2級)
- ②療育手帳を所持する方(ⒶまたはA)
- ③精神障害者保健福祉手帳を所持する方(1級)
- ④介護認定者のうち要介護度が3以上の方
- ⑤上記のほか、避難支援を必要とする方（自ら申請が必要です）

※在宅で生活する方が対象です。

※①から④に該当する方は、市の障害福祉課及び高齢者福祉課が管理している情報を基に通知しています。

裏面もご確認ください

2. 名簿情報の管理、避難支援について

- ・ 情報提供に同意いただいた方の名簿情報は、平常時から、地域の自治会・自主防災組織・民生委員・社会福祉協議会等（避難支援等関係者）に提供することで、災害時における避難支援や安否確認に役立てられるようにしています。
- ・ 名簿の提供は、名簿提供を希望し、かつ守秘義務等の規約等を整備した避難支援等関係者にのみ提供します。全ての避難支援等関係者に配られるわけではありません。
- ・ 支援者自身やその家族などの安全が前提のため、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、支援者は法的な責任や義務を負うものではありません。
- ・ 避難支援等関係者に提供する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の連絡先、避難支援等を必要とする事由、必要とする支援内容、自主防災組織及び自治会名 です。
（情報に変更があった場合は、市にご連絡ください。）
- ・ 災害発生時に迅速かつ適切な支援を行えるよう、市は名簿情報の更新及び修正を定期的に行います。
- ・ 希望確認書の提出がない方及び同意しない方についても、生命保護の為、災害対策基本法に基づき、災害が発生した(する)際に名簿登録情報を活用する場合があります。
- ・ 個別避難支援プランを作成するため、避難支援等関係者が訪問することがあります。

※白井市避難行動要支援者避難支援プランの詳細については、市のホームページでご覧いただけます。<http://www.city.shiroi.chiba.jp/kurashi/bosai/b07/1576646861675.html> にアクセス、または市のホームページ内検索で「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」と検索してください。

【お問い合わせ】

白井市総務部危機管理課

電 話 047-492-1111(代) (内線：3294～6)

047-401-4650(直通)

メール kikikanri@city.shiroi.chiba.jp